平成２０年（再イ）第２１５号

埼玉県桶川市大字坂田1496番地の１シャトレー坂田507号（認可時の住所）埼玉県桶川市末広２丁目６番１号桶川ローヤルコーポ103号

再生債務者　高橋　　清

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年５月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年11月30日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第７２号

愛知県岩倉市八剱町五林１番地５（認可決定時の住所）名古屋市西区比良４丁目250番地グレースメゾン101号

再生債務者　中西　政博

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成28年７月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成29年11月29日

名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第３９６号

千葉県流山市南流山７－５－５　ジュネス南流山Ａ－103

再生債務者　小林　友周

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年11月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第３１２号

大阪市東成区神路１丁目５番２号

再生債務者　天心プレスセンターこと松川京昊

こと　姜　　京昊

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年11月29日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１２号

埼玉県川口市柳崎５丁目３番14号マインハイツ201号

再生債務者　伊黒　敬一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年12月21日まで

平成29年11月30日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第２号

広島県福山市春日池１番８号　フローレンス春日202

再生債務者　藤田　　圭

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年12月21日まで

平成29年11月30日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（再ロ）第１０号

千葉県柏市十余二254番地の27

再生債務者　渡邊　伸二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年11月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成29年12月26日まで

平成29年11月28日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１００１７号

東京都福生市大字福生870－６－904

再生債務者　藤田　士郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第３７号

大阪府四條畷市岡山２丁目５番７号

再生債務者　東本成由こと　鄭　　成由

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月29日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第４１号

大阪府大阪市生野区鶴橋４丁目５番18号

再生債務者　田中　栄治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月29日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第４９号

大阪府枚方市枚方上之町４番12号

再生債務者　高梨　正仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年11月29日

大阪地方裁判所第６民事部

農業協同組合法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しており、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、その旨を沿岸広域振興局まで届出されたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 29 年 12 月 8 日

岩手県沿岸広域振興局長　小向　正悟

記

大槌牧野農業協同組合

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第18地割11番地

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十一月二十八日

掲載頁　九十一頁（号外第二五六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年十一月二十九日

掲載頁　五十頁（号外第二五七号）

平成二十九年十二月八日

長野市桐原一丁目三番五号

（甲）株式会社本久

代表取締役　加藤　章二

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目二六番地一一

（乙）東信産業株式会社

代表取締役　内河　一朗

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月八日

京都市左京区大原井出町一六四番地

（甲）医療法人社団行陵会

理事長　博行

京都市左京区岩倉花園町八四番地

（乙）医療法人社団頌徳会

理事長　嘉英

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併効力発生日は平成三十年四月一日であり、合併の総代会の承認決議は、平成二十九年十一月二十日であり、平成二十九年十一月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月八日

大阪府茨木市島一丁目一一番三七号

（甲）生活協同組合コープ自然派ピュア

代表理事　松尾　由美

和歌山県和歌山市美園町五丁目四番六号

（乙）生活協同組合コープ自然派和歌山

代表理事　福本　真佐